四十九　都道府県知事	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって第五十一条で定めるもの	都道府県知事等
		市町村長
		厚生労働大臣
		内閣総理大臣
		都道府県知事
		都道府県知事等
		内閣総理大臣
		市町村長
五十　国税庁長官	地方税法による譲渡割の還付に関する事務であって第五十二条で定めるもの	内閣総理大臣
五十一　日本行政書士会連合会	行政書士法（昭和二十六年法律第四号）による行政書士の登録に関する事務であって第五十三条で定めるもの	法務大臣
五十二　国土交通大臣	船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）による海技士の免許又は小型船舶操縦士の免許に関する事務であって第五十四条で定めるもの	法務大臣
五十三　公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第十六号に規定する事業主体である都道府県知事又は市町村長	公営住宅法による公営住宅（同法第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）の管理に関する事務であって同条で定めるもの	都道府県知事等

	生活保護関係情報であって第五十条で定めるもの	都道府県知事等
	地方税関係情報、母子保健法による妊娠の届出に関する情報又は住民票関係情報であって第五十条で定めるもの	市町村長
	失業等給付関係情報であって第五十条で定めるもの	厚生労働大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十条で定めるもの	内閣総理大臣
	障害者関係情報であって第五十一条で定めるもの	都道府県知事
	生活保護関係情報であって第五十一条で定めるもの	都道府県知事等
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十一条で定めるもの	内閣総理大臣
	地方税関係情報であって第五十一条で定めるもの	市町村長
	戸籍関係情報であって第五十三条で定めるもの	法務大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十二条で定めるもの	内閣総理大臣
	戸籍関係情報であって第五十四条で定めるもの	法務大臣
	障害者関係情報であって第五十五条で定めるもの	都道府県知事
	戸籍関係情報であって第五十五条で定めるもの	法務大臣
	生活保護関係情報であって第五十五条で定めるもの	都道府県知事等

	診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）による診療放射線技師の免許に関して第五十六条で定めるもの	市町村長
五十四　厚生労働大臣	戸籍関係情報であって第五十六条で定めるもの	法務大臣
	税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）による税理士の登録に関する事務であって第五十七条で定めるもの	法務大臣
五十五　日本税理士会連合会	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合であって第五十八条で定めるもの	医療保険者又は後期高齢者医療広域連合
	介護保険給付等関係情報であって第五十八条で定めるもの	市町村長
五十六　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって第五十八条で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構
	特別障害給付金関係情報又は年金生活者支援給付金関係情報であって第五十八条で定めるもの	厚生労働大臣又は日本年金機構
五十七　日本私立学校振興・共済事業団	私立学校教職員共済法による短期給付又は年金である給付の支給に関する事務であって第五十九条で定めるもの	法務大臣
	戸籍関係情報であって第五十九条で定めるもの	法務大臣
	地方税関係情報又は住民票関係情報であって第五十九条で定めるもの	市町村長
	年金給付関係情報であって第五十九条で定めるもの	厚生労働大臣若しくは日本年金機構又は共済組合等
	失業等給付関係情報であって第五十九条で定めるもの	厚生労働大臣
	公的給付支給等口座登録簿関係情報であって第五十九条で定めるもの	内閣総理大臣
五十八　厚生労働大臣又は共済組合等	厚生年金保険法による年金である保険給付又は一時金の支給に関する事務であって第六十条で定めるもの	厚生労働大臣
	労働者災害補償保険法による給付の支給に関する情報（以下この条において「労働者災害補償関係情報」という。）又は雇用保険法による高年齢雇用継続基本給付金の支給に関する情報であって第六十条で定めるもの	